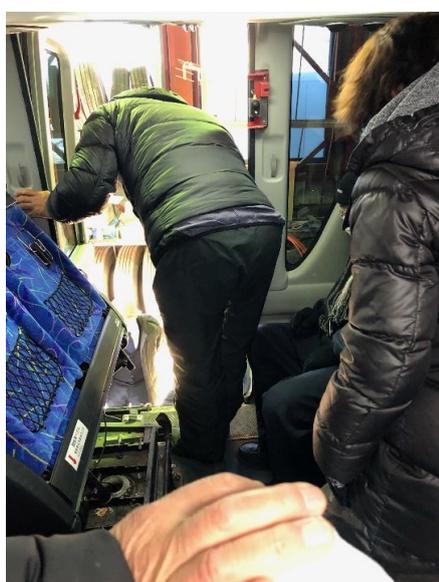


## ◇ 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

- ① 「輸送の安全に関する目標」の達成のため、自社・他社・バス・乗用・二輪を問わず事故の内容を掲示・周知し、乗務員それぞれが事故防止策を考えるよう意識付ける。
- ② 安全対策指示書を作成し、乗務員より危険箇所やヒヤリハットの事例を収集し、乗務員へ掲示・周知する。
- ③ ドライブレコーダーの情報により、各乗務員の運転傾向を把握し、適切な注意・指導を行う。

## ◇ 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

- ① 「輸送の安全に関する計画表」に基づき年間教育指導を行う。
- ② 随時適性診断、運行管理者研修、整備管理者研修、その他安全に係る講習会等に参加し、事故防止に努める。
- ③ 年に1回、救命救急、避難訓練の研修を行う。



※過去の研修の様子※